

宗像市景観まちづくりプラン・宗像市景観計画の概要

1. 景観まちづくりプランと景観計画

景観まちづくりプラン	市独自の任意計画。市民、事業者及び市の協働により景観施策を総合的かつ計画的に実施するための基本となる計画。
景観計画	景観法に基づく法定計画。景観形成の方針や、良好な景観形成のための行為の制限を定める計画。景観まちづくりプランに即して定めなければならない。

景観法の基本理念：良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
平成 25 年 9 月 30 日現在、全国 399 自治体(県内 10 自治体)で景観計画を策定済み。

2. 景観まちづくりプランの概要

(1) 景観まちづくりの目指す姿

海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を市民全員で守り育てる

(2) 景観まちづくりの基本方針

方針	地域特性に応じた景観まちづくり
方針	「つながり」を大切にした景観まちづくり
方針	市民が主体となった景観まちづくり

【景観形成方針図】



3. 景観計画の概要

(1) 景観計画区域

景観計画区域 = 宗像市全域

(2) 良好な景観の形成に関する方針

1) 基本方針（全市共通）

歴史・文化資源及び周辺景観の保全による各地域の変遷を踏まえた景観の形成
海、山、川などの自然景観への配慮による連続性と一体性のある景観の形成
住宅地及び市街地の景観誘導による魅力ある都市空間の形成

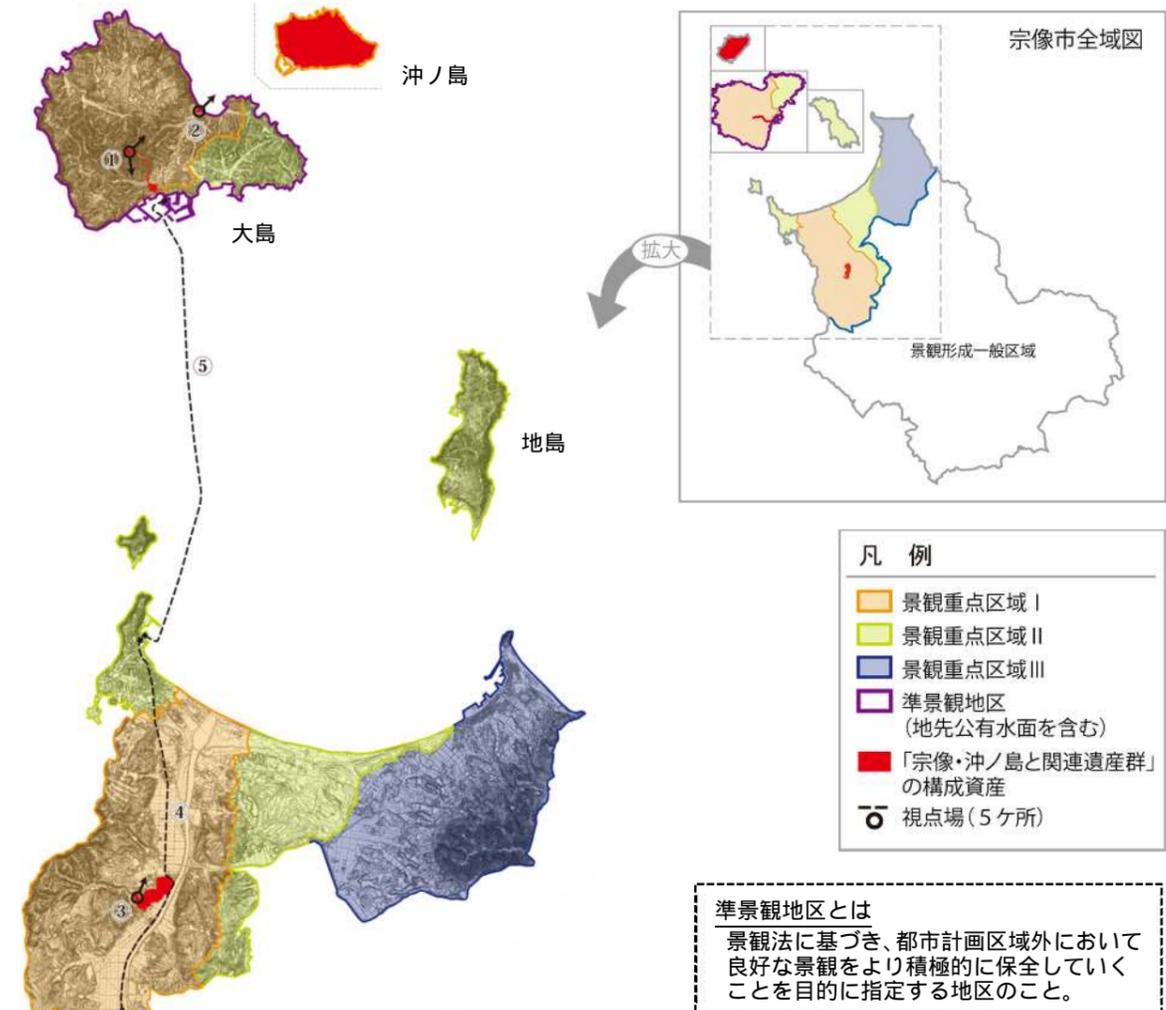
2) 景観重点区域の景観形成方針

< 区域の共通方針 >

歴史・文化資源の価値を維持するため、それらを囲む周辺環境を保全する
沖津宮・中津宮・辺津宮を軸とする眺望景観、構成資産間の視覚的一体性を保全する
海を介した信仰空間を保全する

< 景観重点区域の区分 >

区分	区域説明
景観重点区域	・構成資産を核とした景観を保全・形成する範囲 ・各構成資産内外に設定した視点場からの眺望をより積極的に保全・形成する範囲
景観重点区域	・大島御嶽山及び海上に設定した視点場からの眺望をより積極的に保全・形成する範囲
景観重点区域	・大島御嶽山及び海上に設定した視点場からの眺望を積極的に保全・形成する範囲



(3) 行為の制限に関する事項

制限対象行為は、建築物の建築等¹、工作物の建設等²、開発行為が基本。
 景観計画の施行日以降にこれらの行為(現状変更)を行うものが、景観形成基準の適用を受ける。
 1: 建築等 = 新築、増築、改築、移転、外観を変更する修繕・模様替、色彩の変更
 2: 建設等 = 新設、増築、改築、移転、外観を変更する修繕・模様替、色彩の変更

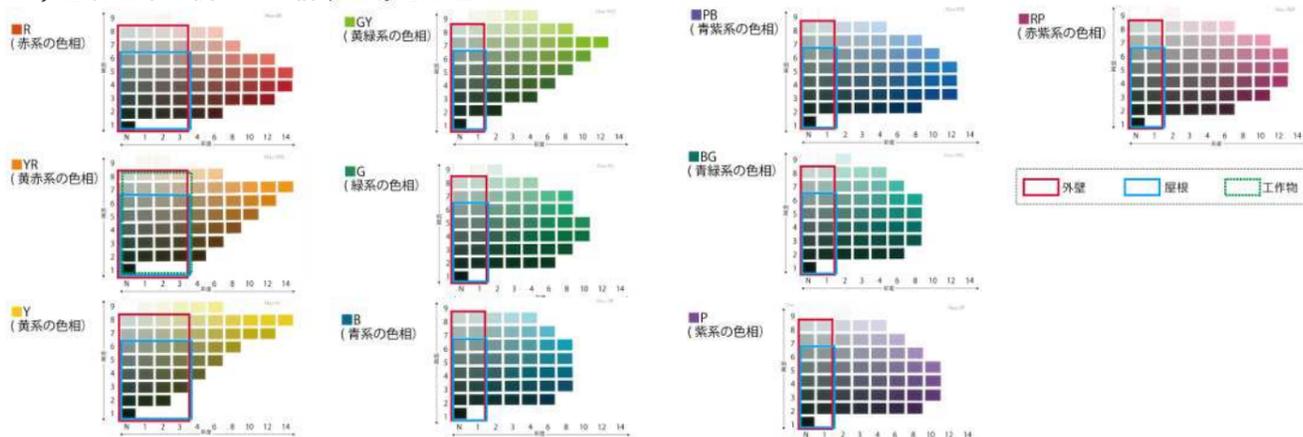
1) 届出対象となる行為と規模<抜粋概略>・・・詳細は景観計画 P33～P35

対象行為	対象規模			
	景観重点区域	景観重点区域	景観重点区域	景観形成一般区域
建築物の建築等	高さ 5m 超または延べ面積 10 m ² 超	高さ 10m 超または延べ面積 150 m ² 超	高さ 15m 超または延べ面積 3,000 m ² 超	
工作物の建設等	塔状工作物	高さ 5m 超	高さ 10m 超	高さ 15m 超
	壁状工作物	柵: 長さ 3m 超 擁壁・塀等: 高さ 2m 超		高さ 10m 超
	横断工作物	水門・堰: 幅 2m 超 橋りょう等: 高さ 5m 超または延長 20m 超		高さ 10m 超または延長 50m 超
開発行為	開発区域面積 500 m ² 超		開発区域面積 3,000 m ² 超	

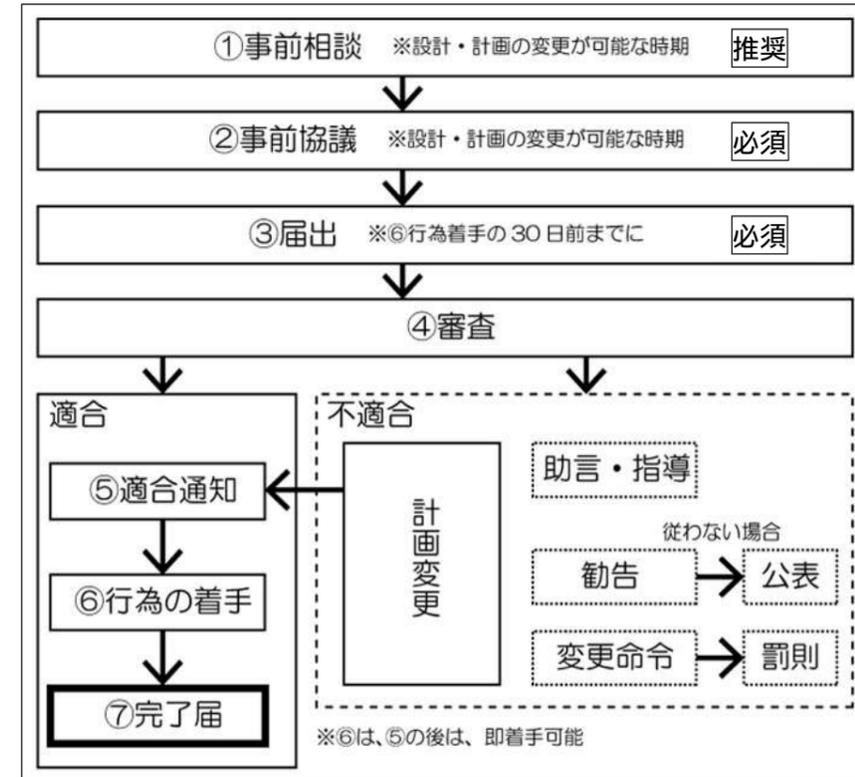
2) 景観形成基準<抜粋概略>・・・詳細は景観計画 P27～P30

対象	景観形成基準			
	景観重点区域	景観重点区域	景観重点区域	景観形成一般区域
建築物	形態意匠		屋根形状: 3/10～6/10 の勾配	歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠(落ち着いた色彩を基調とする)
	外観色彩: 歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩(色彩基準に基づく)			
高さ	10m 以下	13m 以下	視点場からの景観から突出しない	
塔状工作物	形態意匠		外装がコンクリートや金属素材の色彩は色彩基準に基づく	
高さ	10m 以下	13m 以下	視点場からの景観から突出しない	
壁状工作物	形態意匠		歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠(公共空間から視認できる金属素材の柵・塀は色彩基準に基づく)	
横断工作物	形態意匠		歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠	
開発行為	のり面や擁壁ができる限り生じないように努める(やむを得ない場合は緑化等により修景)			

3) 色彩基準の例・・・詳細は景観計画 P30～P31



4) 届出の流れ・・・詳細は景観計画 P36～P37



(4) 景観重要建築物・樹木の指定の方針

地域の自然、歴史、文化などからみて景観上の特徴を有し、良好な景観形成において重要な役割を果たす建築物や樹木を「景観重要建築物・樹木」として指定し、積極的に保全、活用を図る。(現在指定なし)

(5) 景観重要公共施設の整備に関する事項

良好な景観を形成する上で重要な公共施設を景観重要公共施設として指定し、本市の景観形成の模範となるよう取組みを進める。
 現在、景観重要道路、景観重要河川、景観重要海岸、景観重要港湾、景観重要漁港について、景観重要公共施設候補を挙げている。(指定なし)

(6) 屋外広告物に関する行為の制限

市では、「福岡県屋外広告物条例」に基づく規制を行っているが、今後さらに個別の地域特性に応じた景観誘導を図るため、特に景観重点区域においては、構成資産と一体となった自然景観と調和するよう行為の制限を定める「宗像市屋外広告物条例」の制定の取組みを進める。

【屋外広告物の表示等に関する方針】

分類	方針
広告の規模、数量	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街なみや背景となる山なみから突出しない大きさ、高さとする 隣接する屋外公告物との関係性に配慮する。 複数の広告物の無秩序な設置を避け、できる限り集約化し、設置箇所を最小限にとどめる。 のぼり旗等の簡易な広告物の過度な設置を避ける。 景観重点区域については、大型の屋外広告物は極力設置しないよう努める。
広告のデザイン	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性や周辺の景観と調和したデザインとする。 建築物、工作物に附属する広告物については、当該建築物、工作物との調和を図る。